

平成22年6月8日

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

取締役社長 村 重 芳 雄

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号
当社本店 11階会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第60期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 平成21年 4月 1日)
至 平成22年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の持ち直しの動きが見られていますが、いまだ失業率は高水準にあり、海外景気の下振れやデフレの影響などが懸念される状況が続いています。建設業界におきましても、住宅建設における需給マインドの落ち込み、設備投資意欲の冷え込みに伴う民間建設受注の大幅な減少などにより、依然厳しい経営環境が続いています。

当連結会計年度の国内の公共投資につきましては、大型補正予算が一部執行停止となった動きなどもあり、とりわけ国発注工事における減少基調が継続し、受注確保のための厳しい企業間競争が続いております。また、住宅投資につきましては、一部回復の動きがみられるものの、供給・需要マインドの冷え込み等により低迷いたしました。民間非住宅の設備投資につきましても、一部企業で業績改善が見られたとはいえ、いまだ低調に推移したままです。一方、海外につきましては、世界的な金融収縮と景気後退の影響を受け、事業執行の速度は減速しましたが、当社グループの主要市場である東南アジアにおいては、景気回復の足取りは比較的速く、港湾、鉄道、学校などのインフラ整備は前年度に引き続き堅調でした。

このような経営環境の中、当社グループは、建設業の原点に返って現場力を高め、技術立社の推進に取り組み、利益重視の方針を徹底し、受注と利益の確保に邁進してまいりました。当連結会計年度の連結業績は、売上高は3,247億円と前連結会計年度比で18.5%減少いたしました。営業利益はほぼ前連結会計年度並みの107億円、経常利益は77億円と前連結会計年度より9.3%増加いたしました。投資有価証券売却益20億円を含む特別利益29億円を計上する一方、貸倒引当金繰入額46億円、勇退者優遇制度関連引当金繰入額15億円など、特別損失98億円を計上した結果、17億円の当期純利益（前連結会計年度は33億円の当期純損失）となりました。

なお、勇退者優遇制度につきましては、当社グループをとりまく受注環境の厳しさ、こうした市場動向に対する当社グループの事業規模を鑑み、事業遂行のための最適な人員体制を構築すべく、平成22年2月に当制度を導入いたしました。

事業セグメント別の概況は次の通りです。

(建設事業)

当社の建設受注高につきましては、国内土木については、陸上工事の受注減などにより、前期より151億円下回りました。国内建築につきましては市場が低迷したことに加え、法的整理となったデベロッパーからの大型案件の受注取消なども影響し、受注高は前期を279億円下回りました。また、海外の受注高につきましては、シンガポールと香港で大型土木工事を受注しましたが、前期の受注実績が好調であったことによる反動減の影響等で、158億円の減少となりました。以上により、当期の建設受注高は2,570億円と前期比18.7%の減少となりました。主な受注工事は次の通りです。

中国電力株式会社	： 上関原子力発電所 護岸工事
関東地方整備局	： 横浜港南本牧地区岸壁（－1.6m）（耐震） 鋼板セル・アーク製作及び築造工事（その2）
広島県	： 特定重要港湾広島港 港湾環境整備工事（出島地区21-1工区）
松山市	： 松山市新西クリーンセンター 整備・運営事業建設工事
大井町西地区市街地再開発組合	： 大井町西地区第一種市街地再開発事業に係る 施設建築物新築工事
米国政府	： 佐世保米軍家族住宅改修工事 （サクラタワー&ドラゴンクレスト）
香港鐵路有限公司	： 高速鉄道 825 工区
香港特別行政区政府	： カイタッククルーズターミナル建設工事

建設事業の連結売上高は、国内土木、国内建築、海外ともに前連結会計年度を下回り3,126億円、前連結会計年度比18.8%減となりました。主な完成工事は次の通りです。

中国電力株式会社	： 島根原子力発電所 3号機護岸工事
財団法人愛知臨海環境整備センター	： 衣浦港 3号地廃棄物最終処分場 整備事業護岸工事（その3）
東日本高速道路株式会社	： 日本海東北自動車道 小波渡トンネル工事

ア ジ ア 特 殊 製 鋼 株 式 会 社 : アジヤ特殊製鋼北九州工場建設工事
 ジェイアール東海不動産株式会社 : (仮称) 西寺尾プロジェクト新築工事
 天 成 園 株 式 会 社 : (仮称) 天成園新築工事に伴う本体工事
 S P - P S A インターナショナルポート社 : S P - P S A チーバイ国際多目的バース建設工事
 シェル・イースタン・ペトロリウム社 : シェル U T O 陸上工事

売上高は前連結会計年度より減少いたしましたが、国内土木と海外の工事採算が堅調であったことなどから、当連結会計年度の完成工事総利益は前連結会計年度より2億円増加しました。一般管理費につきましては、工事失注に伴い調査研究費が増加した一方、管理可能費の削減を進めたことにより、1億円減少しました。営業利益につきましては、前連結会計年度比4.4%増の106億円となりました。

(開発事業)

開発事業の売上高は、前連結会計年度比16.7%減の10億円、営業損失は6億円増加し、10億円となりました。

(その他の事業)

造船、機器リース、物品販売等を主な内容とするその他の事業につきましては、売上高は、前連結会計年度比10.4%減の111億円となりましたが、その過半を占める造船事業における利益率改善もあり、営業利益は、11億円と前連結会計年度比で1億円の増加となりました。

当社グループの事業のセグメント別売上高及び営業利益

(単位: 百万円)

区 分	売上高 (前期比)	営業利益(△損失)(前期比)
建設事業	312,612 (△18.8%)	10,623 (4.4%)
開発事業	1,006 (△16.7%)	△1,028 (-)
その他の事業	11,161 (△10.4%)	1,154 (10.8%)
計	324,781 (△18.5%)	10,749 (△0.6%)
消 去	- (-)	49 (921.2%)
合 計	324,781 (△18.5%)	10,799 (△0.2%)

当社の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	国内土木	130,877	103,065	134,361	99,581
	国内建築	113,962	77,055	83,710	107,308
	海外	(160,618) 160,158	76,934	78,182	158,910
	計	(405,458) 404,998	257,055	296,254	365,799
開発事業等	582	894	1,183	294	
合計	(406,041) 405,581	257,950	297,437	366,093	

(注) 前期繰越高の上段()内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は3,097百万円で、主なものは、建設機械、船舶などの新設及び更新によるものです。

なお、総額のうち1,288百万円は、当社が建造を進めております深層混合処理船への投資額であり、同船の完成は平成22年9月を予定しております。

(3) 資金調達状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、平成20年7月に、総額360億円のシンジケーション方式による長期コミットメントライン契約(契約期間2年間)を30の金融機関と結んでおります。なお、当連結会計年度に、社債及び新株の発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

次期の国内建設市場については、民需は、住宅着工戸数の回復は限定的に留まり、設備投資は上向くも建設投資は引き続き低調な推移が予想されます。官需についても、不確定要素があるものの、引き続き減少傾向が予想されます。このように短期的には厳しい状況が続きますが、中期的にみれば、当社グループの技術力が生かせる分野、すなわち、国家の骨格形成(空港、港湾など)、地球温暖化(原子力発電所、LNG関連施設)、環境関連(廃棄物海面処分場、クリーンセンター、土壌汚染対策など)といった重点的プロジェクトは、今後とも投資が見込まれる分野です。また、国際コンテナ・バルク戦略港湾や首都圏空港などの強化については、先般の国土交通省の成長戦略会議でも取り上げられているところです。

当社グループが対処すべき課題としては、厳しい技術競争の中、総合評価方式を主体に発注される官庁工事を本支店の組織力を活かして受注するとともに、明るい兆しが見え始めている民間工事、とりわけ大型工事に対して、先行的な取組みと技術力によって確保することがあげられます。また、民間建築につきましては、今後とも競争が厳しくなることが予想されることから、採算性を重視し、与信管理を厳格に行うことが、利益とキャッシュ・フローを確保する上での大きな課題となります。また、受注を確実に利益につなげるためには、国内外ともに施工管理を徹底し、品質・安全のトラブルを排除することが課題であると考えています。

以上のような、経営環境、経営課題を認識しつつ、「臨海部ナンバーワン企業として技術競争時代／価格競争時代を勝ち抜く」という基本方針のもと、中期経営計画「Advance 21」（平成20年度～平成22年度）を推し進めてまいります。具体的には、下記の基本戦略を推し進め、企業価値を高めてまいります。

●基本方針

誠実な企業活動の実践、技術立社の推進、現場力の強化を行い、臨海部ナンバーワン企業として技術競争時代／価格競争時代を勝ち抜きます。

●基本戦略

○経営力の強化 ～実効ある内部統制システムの構築・運用

①リスクマネジメントの強化

～リスクの排除（コンプライアンス、安全、債権回収等）と危急時の適切な対応

②コーポレートガバナンスの進化

～グループ全体での内部統制システムの実効ある運用

③グループ経営力の強化

～グループ会社の役割の明確化、グループ最適の実現

○本業収益力の強化による利益の確保

①受注の確保

- ・総合評価対応の更なる充実
- ・技術提案力の強化（営業、エンジニアリング、技術開発部門間の連携）
- ・大型プロジェクトへの先行的取組み

②利益重視の基本方針の堅持、赤字工事排除の徹底

- ・受注時採算性の重視
- ・事業リスクの事前検討（海外大型案件、SPC案件、環境関連事業、再開発案件）
- ・与信管理の徹底

③海外部門の充実・強化

- ・海外特有のリスクの排除（海外部門と国内部門との連携の強化）
- ・個別工事に応じた専門技術者の配置
- ・東南アジア（シンガポール、香港、ベトナム）に次ぐ新たな市場の開拓

○事業量に適合した体質・体制への転換

①選択と集中の更なる徹底

②経営資源の適正配置

- ・将来の事業内容（量・分野・地域）に対応した本社、支店、営業所組織への転換
- ・営業、施工人員の前線への重点配置、間接部門のスリム化

③コストの削減

○財務体質の健全化の継続 ～将来の成長への基盤固め

①有利子負債削減の継続と資金調達の多様化・安定化

②本業収益の積み重ねによる資本の充実

③保有資産の有効活用と着実な売却

【主要連結数値目標】

		Advance 21		平成24年度 見通し
		平成21年度 実績	平成22年度 見通し	
業績目標	売上高	3,248億円	3,100億円	3,120億円
	経常利益	77億円	75億円	85億円
	当期純利益	17億円	23億円	28億円
	EPS（1株当たり当期純利益）	7.1円	9円以上	11円以上
財務目標	有利子負債残高	858億円	810億円以下	710億円以下
	D/Eレシオ（ネット）	0.5倍	0.6倍以下	0.3倍以下
	ROE（自己資本純利益率）	3.3%	4.0%以上	5.0%目途

（注） 数値は表示単位未満を四捨五入

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	平成18年度 第57期	平成19年度 第58期	平成20年度 第59期	平成21年度 第60期
建設受注高(百万円)	368,262	395,082	334,235	270,184
売上高(百万円)	323,264	352,808	398,485	324,781
経常利益(百万円)	2,078	5,096	7,073	7,733
当期純利益(△純損失)(百万円)	△5,858	2,570	△3,336	1,746
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	△11.92	10.46	△13.58	7.11
総資産(百万円)	355,069	340,233	339,587	294,245
純資産(百万円)	57,605	53,862	53,827	54,465

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	平成18年度 第57期	平成19年度 第58期	平成20年度 第59期	平成21年度 第60期
受注高(百万円)	347,388	375,944	317,829	257,950
売上高(百万円)	289,270	317,856	366,553	297,437
経常利益(百万円)	466	3,081	7,081	7,848
当期純利益(△純損失)(百万円)	△6,744	1,389	△3,116	2,227
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	△13.72	5.66	△12.68	9.07
総資産(百万円)	321,606	307,210	308,077	274,732
純資産(百万円)	53,574	48,710	47,338	50,043

- (注) 1. 第57期から純資産は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき記載しております。
2. 第57期の当期純損失の計上は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用に伴うたな卸不動産評価損の計上等によるものです。
3. 第58期は株式の併合により2株を合わせて1株としたため、発行済株式総数は245百万株となりました。第57期の発行済株式総数は第58期以降と比べて2倍であるため、第57期の1株当たり当期純損失は、第58期以降の発行済株式総数で換算すると2倍となります。
4. 企業集団の財産及び損益の推移における受注高については、開発事業及びその他の事業における受注の定義が企業集団内の各社で異なり、また、金額も僅少であるため、建設受注高のみ記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
五栄土木株式会社	200	100	土木・建築工事の設計施工、 建設用資機材の保有及びリース
洋伸建設株式会社	66	100	土木・建築工事の設計施工、 建設用資機材の保有及びリース
ペンタビルダーズ株式会社	50	100	建築工事の設計施工、 建設用資機材の保有及びリース
警固屋船渠株式会社	30	100	船舶の製造・修理及び販売

当社グループは、当社と上記の重要な子会社4社を含む連結子会社27社及び関連会社4社から構成されています。当連結会計年度中の関係会社の異動は次のとおりです。グループ経営の強化と効率化を図るため、連結子会社である洋伸建設株式会社と九州洋伸建設株式会社とは、平成21年4月1日付で洋伸建設株式会社を存続会社、九州洋伸建設株式会社を消滅会社とする合併を行いました。建設機械賃貸等を営む中央マリン産業株式会社の株式を取得し関連会社とし、廃棄物処理関連事業を営む松山環境テクノロジー株式会社を設立し関連会社といたしました。このほか、関連会社であったジャイワット株式会社は、株式の追加取得により連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

事業名	事業内容
建設事業	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者（特-19）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。
開発事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（11）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産に関する事業を行っております。
その他の事業	主として子会社において、建設資材の販売、機器リース及び造船事業、環境関連コンサルタント事業等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所など（平成22年3月31日現在）

① 当社

本店：東京都文京区後楽二丁目2番8号

支店：札幌支店（札幌市）

東北支店（仙台市）

北 陸 支 店 (新潟市)	東京建築支店 (東京都文京区)
東京土木支店 (東京都文京区)	名古屋支店 (名古屋市)
大 阪 支 店 (大阪市)	中 国 支 店 (広島市)
四 国 支 店 (松山市)	九 州 支 店 (福岡市)

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：シンガポール営業所	香 港 営 業 所	インドネシア営業所
マレーシア営業所	エジプト営業所	ベトナム営業所
コロンボ事務所	マニラ事務所	バンコク事務所
ドバイ事務所		

② 重要な子会社

五 栄 土 木 株 式 会 社	本店 (東京都江東区)
洋 伸 建 設 株 式 会 社	本店 (広島市)
ペンタビルダーズ株式会社	本店 (東京都台東区)
警 固 屋 船 渠 株 式 会 社	本店 (広島県呉市)

(9) 従業員の状況 (平成22年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
人 3,280	人 減 55

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数			前期末比 増 減	平均年齢	平均勤続 年 数
技 術	事 務	計			
人 2,124	人 550	人 2,674	人 減 57	才 43.2	年 19.6

(10) 企業集団の主要な借入先 (平成22年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 額 残 高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 17,220
みずほ信託銀行株式会社	8,125
株式会社広島銀行	7,100

2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 599,135,000株
 (2) 発行済株式の総数 245,666,532株
 ※自己株式97,378株を除く
 (3) 株主数 45,179名（前期末比 2,479名減）
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,015	5.7
株式会社みずほコーポレート銀行	7,059	2.9
明治安田生命保険相互会社	6,656	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,407	2.6
株式会社損害保険ジャパン	6,113	2.5
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ パリユー ポートフォリオ	4,144	1.7
五洋建設従業員持株会	4,100	1.7
東京海上日動火災保険株式会社	3,934	1.6
みずほ信託銀行株式会社	3,470	1.4
株式会社広島銀行	2,546	1.0

（注）持株比率は、自己株式（97,378株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

平成22年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 重 芳 雄	社団法人日本埋立浚渫協会 会長
代 表 取 締 役	川 上 和 行	執行役員副社長 建築部門長
代 表 取 締 役	津 田 映	専務執行役員 経営管理本部長
取 締 役	井 田 潔 志	専務執行役員 土木部門長
取 締 役	近 藤 浩 右	常務執行役員 土木部門土木営業本部長
取 締 役	滝 本 義 久	常務執行役員 安全環境本部長
取 締 役	齋 藤 雅 文	常務執行役員 建築部門建築本部長
取 締 役	佐々木 邦 彦	執行役員 経営管理本部副本部長
取 締 役	塩 谷 慎	
常 勤 監 査 役	川 本 宏 祐	
常 勤 監 査 役	俵 輝 美	
常 勤 監 査 役	黒 川 薫	
常 勤 監 査 役	笹 野 真 民	
監 査 役	小 松 孝 明	平成総合サービス株式会社代表取締役社長 片倉工業株式会社社外監査役 トーア再保険株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、塩谷慎氏は、会社法に定める社外取締役です。
 2. 監査役のうち、黒川薫氏、笹野真民氏、小松孝明氏は、会社法に定める社外監査役です。
 3. 取締役のうち塩谷慎氏、監査役のうち黒川薫氏、笹野真民氏、小松孝明氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。
 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りです。
 (1) 取締役友田順久氏は、平成21年6月26日に任期満了により退任いたしました。
 (2) 平成21年6月26日開催の第59期定時株主総会において、塩谷慎氏が取締役に、俵輝美氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 (3) 取締役齋藤雅文氏は、平成22年3月31日に辞任により退任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しており、平成22年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担当・役職
※執行役員社長	村 重 芳 雄	
※執行役員副社長	川 上 和 郎	建築部門長 兼 購買部担当
執行役員副社長	山 田 俊 郎	土木部門担当
※専務執行役員	津 田 映	経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 安全環境担当 兼 国際事業本部担当
※専務執行役員	井 田 潔 志	土木部門長
常務執行役員	瀧 田 正 浩	土木部門担当
※常務執行役員	近 藤 浩 右	土木部門土木営業本部長
常務執行役員	岡 部 憲 一	土木部門担当 兼 総合評価担当
常務執行役員	綾 田 巖	東京建築支店長
常務執行役員	小 林 義 明	九州支店長
常務執行役員	中 伸 好	建築部門担当
常務執行役員	大 内 久 夫	土木部門担当
常務執行役員	高 野 一 男	土木部門担当
常務執行役員	原 田 泰 明	東京土木支店長
※常務執行役員	滝 本 義 久	安全環境本部長 兼 総合監査部担当
※常務執行役員	齋 藤 雅 文	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
常務執行役員	山 下 純 男	建築部門建築営業本部長
常務執行役員	河 内 政 巳	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術研究所担当
常務執行役員	伊 藤 峰 夫	土木部門担当
執行役員	西 村 清 和	東京建築支店副支店長
執行役員	柿 本 泰 二	国際事業本部長
※執行役員	佐々木 邦 彦	経営管理本部副本部長 兼 人事部担当
執行役員	澤 畑 誠	東北支店長
執行役員	中 山 信 也	建築部門都市開発本部長
執行役員	吉 川 尚 雅	建築部門建築営業本部副本部長
執行役員	荒 木 正 美	四国支店長
執行役員	中 田 隆 志	札幌支店長
執行役員	長 富 理	中国支店長
執行役員	都 甲 明 彦	国際事業本部副本部長 兼 シンガポール営業所長 兼 インドネシア営業所長
執行役員	中 澤 貴 志	大阪支店長
執行役員	小 林 義 和	建築部門担当
執行役員	平 林 修	土木部門担当
執行役員	柳 田 良 一	土木部門土木本部副本部長
執行役員	坪 崎 裕 幸	東京建築支店副支店長
執行役員	清 水 琢 三	名古屋支店長
執行役員	清 水 豊 和	建築部門担当

(注) 1. ※は取締役兼務者です。

2. 当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。

- (1) 平成21年4月1日に、山下純男氏、河内政巳氏が常務執行役員に、平林修氏、柳田良一氏、坪崎裕幸氏、清水琢三氏が執行役員に就任いたしました。

- (2) 平成21年6月26日に、伊藤峰夫氏が常務執行役員に、清水豊氏が執行役員に就任し、俵輝美氏が常務執行役員を退任いたしました。
- (3) 平成21年7月31日に、田村亮氏が常務執行役員を退任いたしました。
- (4) 平成22年3月31日に、綾田巖氏、小林義明氏が常務執行役員を、澤畑誠氏、吉川尚雅氏が執行役員を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬の額は次の通りです。

取締役	10人	204百万円	(うち社外取締役	2名	9百万円)
監査役	5人	63百万円	(うち社外監査役	3名	30百万円)

- (注) 1. 取締役の支給人員と支給額には期中に退任した取締役を含めております。
 2. 上記報酬等のほか、下記の報酬を支給しております。
 平成14年6月27日開催の第52期定時株主総会における退職慰労金贈呈の決議に基づき、当時退任した取締役3名に対し、退職慰労金22百万円を支給しております。
 また、当社は平成19年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、平成19年6月までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、当期中に退任した取締役(社外取締役)1名に対し10百万円の退職慰労金を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職の状況
小松孝明(社外監査役)	平成総合サービス株式会社代表取締役社長 片倉工業株式会社社外監査役 トア再保険株式会社社外取締役

(注) 社外監査役小松孝明氏が兼職している他の法人等と当社との間に、重要な関係はありません。

② 主な活動状況

氏名	主な活動状況
塩谷 慎	就任後開催の取締役会18回中18回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
黒川 薫	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に、監査役会14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
笹野 真民	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に、監査役会14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
小松 孝明	当事業年度に開催した取締役会23回中20回に、監査役会14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、社外役員との間に、社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	95百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	95百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	0百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	95百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外競争入札における要約財務情報等の証明業務を委託し、対価を支払っております。

3. 報酬等の額は、消費税等抜きで金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の合意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、平成18年5月8日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針を決議いたしました。また、コンプライアンスを含めたリスク管理体制の一層の徹底ならびに子会社を含めたグループ全体の実効ある内部統制システムの構築の整備・実施状況を踏まえ、さらなる遂行を図るため、平成19年5月・平成20年5月に見直しをいたしました。

その後、平成21年4月24日開催の取締役会において、金融商品取引法に基づき、財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制を明確化するため、同方針を下記の内容に改定しております。（下線は改正部分であります。）

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① リスク管理規則、対策本部規定を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。
- ③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決議権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)(会社法施行規則第100条第1項第4号)

① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。

② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。

③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。

④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。

⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。

② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するための体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。

③ 取締役または執行役員は、関係会社管理規定に従い、グループ会社に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。

- ④ グループ会社各社にコンプライアンス委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。
 - ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規定に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) 監査役に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号～第4号）
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。
 - 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。
 - 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。
 - ② 内部監査部門は、内部監査に関する結果について監査役に報告する。
 - 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
 - ② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買取した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

(基本方針の実現に資する取組み)

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様により長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念ならびに中期ビジョンを策定しており、これらの理念・ビジョンを達成すべく、中期経営計画を策定し、企業価値向上につとめております。

当社グループを取り巻く環境は、一昨年来の金融・経済危機の影響による景気減速により、住宅建設における供給マインドの落ち込み、設備投資意欲の冷え込みに伴う民間建設受注の減少があり、公共投資についても削減傾向がさらに強まるなど、依然厳しい経営環境となっています。

こうした経営環境の中、臨海部ナンバーワン企業として安定的に収益をあげ、持続的に発展する企業グループを実現するため、現行の中期経営計画「Advance 21」を推進しております。「誠実な企業活動の実践、技術立社の推進、現場力の強化を行い、臨海部ナンバーワン企業として技術競争時代／価格競争時代を勝ち抜く」という基本方針のもと、以下の基本戦略を、引き続き実践してまいります。

- 経営力の強化
- 本業収益力の強化による利益の確保
- 事業量に適合した体質・体制への転換
- 財務体質の健全化の継続

2. 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付けています。そのため経営における意思決定の迅速化、透明性の向上、公正性の確保を目指した経営体制を構築するとともに、取締役及び取締役会がリスク管理の徹底及び法令等の遵守、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、実効ある内部統制システムの構築に取り組んでいます。

- コーポレート・ガバナンス体制

当社は、1名の社外取締役を選任し、監査役会、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで経営に対する監督機能の強化を図っています。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にする

ため執行役員制度を導入し、役員候補や役員報酬案を取締役に答申する人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

○ 独立役員

また、当社は、社外役員4名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

○ コンプライアンスへの取組み

また、コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、平成20年4月にコンプライアンス委員会を発展的に改組したリスクマネジメント委員会を設置しており、法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。

平成21年3月には、弁護士3名ならびに当社役員4名で構成する「公共工事にかかるコンプライアンス検証・提言委員会」による提言を受け、改訂を行った「独占禁止法遵守マニュアル」の周知徹底や適正入札推進チームの設置など、コンプライアンス徹底のための諸施策を発表し、それらの実践を継続しております。

以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

上記基本方針に基づき、平成19年6月28日開催の定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただいて導入いたしました、特定株主グループによる当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下、「本プラン」といいます。）の概要は以下のとおりであります。

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付への対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、平成22年6月29日に開催される当社第60期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

なお、有効期間満了にあたり、本定時株主総会において、一部内容を変更した上で継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。

変更後の内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類51頁から67頁までをご参照ください。

(本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものでなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、上述の通り、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、ご賛同いただいたものです。本プランの有効期間は、決議から3年間（本定時株主総会時まで）であり、それ以前であっても、株主総会もしくは取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、その時点で廃止されます。

本プランは、取締役会の決議によりいつでも廃止することができるため、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、定款で取締役の任期を1年と定めており、期差任期制を採用していないため、発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策（スロー・ハンド型）でもありません。

さらに、本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足された場合のみ、発動されるように設定されております。その発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、社外取締役及び社外監査役よりなる独立委員会を設置しており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

したがいまして、本プランは株主の共同の利益を損なうものでなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様へ還元させていただくこととしております。

(注) 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	294,245	(負債の部)	239,780
I 流動資産	210,982	I 流動負債	198,842
現金預金	56,438	支払手形・工事未払金等	92,630
受取手形・完成工事未収入金等	101,618	短期借入金	53,680
有価証券	29	未払法人税等	568
未成工事支出金等	14,029	未成工事受入金等	25,345
たな卸不動産	15,829	完成工事補償引当金	586
未収入金	15,005	賞与引当金	1,091
繰延税金資産	5,235	工事損失引当金	1,326
その他	4,066	勇退者優遇制度関連引当金	1,511
貸倒引当金	△1,270	その他	22,102
II 固定資産	83,262	II 固定負債	40,937
(1) 有形固定資産	57,005	長期借入金	32,159
建物・構築物	10,285	再評価に係る繰延税金負債	7,156
機械・運搬具及び工具器具備品	10,262	退職給付引当金	350
土地	35,069	役員退職慰労引当金	199
建設仮勘定	1,300	開発事業損失引当金	8
その他	87	その他	1,063
(2) 無形固定資産	501	(純資産の部)	54,465
(3) 投資その他の資産	25,756	I 株主資本	50,184
投資有価証券	7,478	資本金	28,070
繰延税金資産	10,089	資本剰余金	16,007
その他	15,749	利益剰余金	6,129
貸倒引当金	△7,561	自己株式	△22
		II 評価・換算差額等	4,251
		その他有価証券評価差額金	247
		繰延ヘッジ損益	△4
		土地再評価差額金	3,910
		為替換算調整勘定	98
		III 少数株主持分	29
資産合計	294,245	負債純資産合計	294,245

連結損益計算書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		
完成工事高	312,612	
開発事業等売上高	<u>12,168</u>	324,781
II 売上原価		
完成工事原価	284,785	
開発事業等売上原価	<u>11,336</u>	<u>296,121</u>
売上総利益		
完成工事総利益	27,827	
開発事業等総利益	<u>832</u>	<u>28,659</u>
III 販売費及び一般管理費		
営業利益		<u>17,859</u>
		<u>10,799</u>
IV 営業外収益		
受取利息	112	
受取配当金	212	
持分法による投資利益	46	
不動産賃貸料	71	
その他	<u>324</u>	<u>767</u>
V 営業外費用		
支払払利息	2,783	
為替差損	288	
その他	<u>761</u>	<u>3,833</u>
経常利益		<u>7,733</u>
VI 特別利益		
前期損益修正益	784	
固定資産売却益	69	
投資有価証券売却益	2,038	
その他	<u>33</u>	<u>2,925</u>
VII 特別損失		
前期損益修正損失	3	
減損損失	907	
貸倒引当金繰入額	4,643	
開発事業損失	1,520	
勇退者優遇制度関連引当金繰入額	1,511	
その他	<u>1,222</u>	<u>9,807</u>
税金等調整前当期純利益		<u>852</u>
法人税、住民税及び事業税	438	
法人税等調整額	<u>304</u>	<u>743</u>
少数株主損失		<u>1,638</u>
当期純利益		<u><u>1,746</u></u>

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	28,070	20,106	677	△22	48,832
当 期 変 動 額					
欠 損 填 補		△4,099	4,099		-
当 期 純 利 益			1,746		1,746
土地再評価差額金取崩額			△393		△393
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△4,099	5,452	△0	1,352
当 期 末 残 高	28,070	16,007	6,129	△22	50,184

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘ ッ 損 益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換 算差額等 合 計		
前 期 末 残 高	△225	△30	3,516	94	3,355	1,639	53,827
当 期 変 動 額							
欠 損 填 補							-
当 期 純 利 益							1,746
土地再評価差額金取崩額							△393
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	472	25	393	3	895	△1,610	△714
当期変動額合計	472	25	393	3	895	△1,610	638
当 期 末 残 高	247	△4	3,910	98	4,251	29	54,465

連結注記表

- 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。
- 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲

- ① 連結子会社の数 27社
すべての子会社を連結している。
主要な連結子会社の名称
五栄土木(株)、洋伸建設(株)、ペンタビルダーズ(株)、警固屋船渠(株)

- ② 連結の範囲の変更
株式の追加取得によりジャイワット(株)を連結の範囲に含めた。
九州洋伸建設(株)は洋伸建設(株)との合併により消滅したため、連結の範囲から除外した。

(2) 持分法の適用

- ① 持分法適用会社の数 3社
以下の関連会社に対する投資について、持分法を適用している。
持分法適用会社の名称
羽田空港国際線エプロンPFI(株)、宮島アクアパートナーズ(株)、中央マリン産業(株)

- ② 持分法適用の範囲の変更
株式の取得により中央マリン産業(株)を持分法適用の範囲に含めた。また、株式の追加取得により連結子会社となったため、ジャイワット(株)を持分法適用の範囲から除外した。

- ③ 持分法を適用していない関連会社の名称等
以下の関連会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外した。

松山環境テクノロジー(株)

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社8社の決算日は12月31日である。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な修正を行っている。

また、連結子会社のうち1社の決算日は11月30日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としている。

上記以外の連結子会社18社の決算日は連結計算書類提出会社と同一である。

(4) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

- ② デリバティブ……………時価法

なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。

③ たな卸資産

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

たな卸不動産…………… 個別法による原価法

材料貯蔵品…………… 先入先出法による原価法

なお、未成工事支出金を除きたな卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(5) 重要な固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっており、在外連結子会社は主に定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額は主として法人税法の定めと同一の基準によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

ただし、採掘権については生産高比例法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの）…………… 定額法

耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。

④ 長期前払費用…………… 定額法

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。

④ 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

⑤ 勇退者優遇制度関連引当金

勇退者優遇制度の実施に伴い、割増退職金及び関連費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合には、前払年金費用（投資その他の資産「その他」）として計上している。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）によって計上している。

会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。

過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

（会計処理の変更）

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は△269百万円である。

⑦ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定（内規）に基づく連結会計年度末要支給額を計上している。

⑧ 開発事業損失引当金

関係会社における開発事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容、事業計画等を個別に検討し、損失が発生することが見込まれる額を計上している。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(9) 連結子会社の資産及び負債の評価方法

連結子会社の資産及び負債の評価方法は全面時価評価法によっている。

3. 表示方法の変更

(1) 前連結会計年度において区分掲記していた投資その他の資産の「長期貸付金」（当連結会計年度312百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示している。

(2) 前連結会計年度において区分掲記していた特別利益の「貸倒引当金戻入額」（当連結会計年度287百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より特別利益の「前期損益修正益」に含めて表示している。

(3) 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」（前連結会計年度0百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より区分掲記している。

(4) 前連結会計年度において区分掲記していた特別損失の「投資有価証券評価損」（当連結会計年度360百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。

(5) 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「減損損失」（前連結会計年度34百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より区分掲記している。

(6) 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金繰入額」（前連結会計年度653百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より区分掲記している。

4. 連結貸借対照表関係

(1) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は40百万円である。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 79,994百万円

(3) 担保に供している資産

下記資産は工事契約保証金の代用等として差入れている。

現金預金	157百万円
有価証券	1百万円
投資有価証券	208百万円
建物	93百万円
土地	66百万円

なお、上記担保のうち、土地及び建物に対応する債務は短期借入金400百万円である。

(4) 保証債務

銀行借入金保証	1,477百万円
住宅分譲前金保証	1,030百万円

(5) 受取手形裏書譲渡高 16百万円

(6) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、11,377百万円である。

5. 連結損益計算書関係

(1) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 1,322百万円

(2) 当連結会計年度において、以下の資産グループまたは資産について減損損失を計上した。

地域	関東地区	中部地区	関西地区	中国・九州地区
主な用途	共用資産	共用資産	共用資産	賃貸資産他
減損損失 (百万円)	130	139	66	571

当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（会社、支店、各事業）を単位としてグルーピングしている。

従来、賃貸資産または共用資産（事務所用地等）としてグルーピングしていた上記資産について、賃貸資産については地価の下落により収益性が低下しており、また、共用資産については売却処分の意思決定を行いその代替的な投資も予定していないこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（907百万円）として、特別損失に計上した。なお、回収可能価額は、賃貸資産については使用価値により測定し、将来キャッシュフローを割り引いて算定しており、共用資産等は正味売却価額により測定し、契約価額または相続税路線価等を基礎として評価している。

6. 連結株主資本等変動計算書関係

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

245,763千株

- (2) 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	491	2.00	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

平成22年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案しております。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によっている。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に従って、リスク低減を図っている。また、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は、主に株式、満期保有目的の債券及び投資信託であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っている。未収入金は、主に工事に係る立替金等の営業取引に基づいて発生した売上債権以外の債権であり、そのほとんどが短期的に回収するものであり、月次に残高管理を行っている。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の目的・実行及び管理を明確にした内部管理規程に従って行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金預金	56,438	56,438	—
②受取手形・完成工事未収入金等	101,618	101,572	△ 46
③有価証券及び投資有価証券	4,056	4,063	7
④未収入金	15,005	15,005	—
⑤支払手形・工事未払金等	(92,630)	(92,630)	—
⑥短期借入金	(28,024)	(28,024)	—
⑦長期借入金 (※1)	(57,815)	(58,019)	204
⑧デリバティブ取引 (※2)	(8)	(8)	—

(※1) 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金も含まれている。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金預金、④未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格等によっている。また、投資信託は公表されている基準価格によっている。

⑤支払手形・工事未払金等、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑦長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

⑧デリバティブ取引

為替予約取引によるものであり、時価は先物為替相場によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式及び不動産投資事業匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額3,451百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

8. 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産	221円 59銭
(2) 一株当たりの当期純利益	7円 11銭

9. 重要な後発事象

該当事項なし。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月19日

五洋建設株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	274,732	(負債の部)	224,689
I 流動資産	195,735	I 流動負債	184,899
現金預金	49,045	支払手形	13,403
受取手形	1,642	工事未払金	71,375
完成工事未収入金	92,228	短期借入金	51,448
有価証券	29	未払金	3,772
販売用不動産	10,301	未払法人税等	265
未成工事支出金	10,953	未成工事受入金	24,223
開発事業等支出金	4,812	預り金	12,390
材料貯蔵品	810	完成工事補償引当金	556
短期貸付金	2,549	賞与引当金	888
未収入金	15,768	工事損失引当金	1,316
繰延税金資産	5,052	勇退者優遇制度関連引当金	1,485
その他	3,576	その他	3,774
貸倒引当金	△1,036	II 固定負債	39,789
II 固定資産	78,997	長期借入金	32,138
(1) 有形固定資産	47,792	再評価に係る繰延税金負債	7,156
建物・構築物	9,278	関係会社開発事業損失引当金	96
機械・運搬具	3,318	その他	397
工具器具・備品	383		
土地	33,425	(純資産の部)	50,043
リース資産	87	I 株主資本	45,888
建設仮勘定	1,298	(1) 資本金	28,070
(2) 無形固定資産	458	(2) 資本剰余金	16,007
(3) 投資その他の資産	30,746	資本準備金	10,000
投資有価証券	7,174	その他資本剰余金	6,007
関係会社株式	1,392	(3) 利益剰余金	1,833
その他の関係会社有価証券	2	その他利益剰余金	1,833
長期貸付金	4,613	繰越利益剰余金	1,833
開発事業出資金	5,263	(4) 自己株式	△22
破産更生債権等	6,403	II 評価・換算差額等	4,154
長期前払費用	92	(1) その他有価証券評価差額金	249
繰延税金資産	9,909	(2) 繰延ヘッジ損益	△4
その他	3,274	(3) 土地再評価差額金	3,910
貸倒引当金	△7,379		
資産合計	274,732	負債純資産合計	274,732

損 益 計 算 書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		
完 成 工 事 高	296,254	
開 発 事 業 等 売 上 高	<u>1,183</u>	297,437
II 売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	269,885	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	<u>1,996</u>	<u>271,881</u>
 売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	26,369	
開 発 事 業 等 総 損 失	<u>813</u>	25,555
III 販売費及び一般管理費		<u>16,271</u>
営 業 利 益		9,284
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,034	
そ の 他	<u>324</u>	2,358
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,780	
為 替 差 損	291	
そ の 他	<u>722</u>	3,794
経 常 利 益		<u>7,848</u>
VI 特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	659	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,037	
そ の 他	<u>63</u>	2,760
VII 特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,442	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	360	
減 損 損 失	945	
勇 退 者 優 遇 制 度 関 連 引 当 金 繰 入 額	1,485	
そ の 他	<u>857</u>	8,091
税 引 前 当 期 純 利 益		<u>2,518</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	259	
法 人 税 等 調 整 額	<u>31</u>	290
当 期 純 利 益		<u><u>2,227</u></u>

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株	株 資 合 計	主 本 計
					そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金				
前 期 末 残 高	28,070	10,000	10,106	20,106	△4,099	△4,099	△22	44,055	
当 期 変 動 額									
欠 損 填 補			△4,099	△4,099	4,099	4,099		-	
当 期 純 利 益					2,227	2,227		2,227	
土地再評価差額金取崩額					△393	△393		△393	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△4,099	△4,099	5,932	5,932	△0	1,833	
当 期 末 残 高	28,070	10,000	6,007	16,007	1,833	1,833	△22	45,888	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	△222	△9	3,516	3,283	47,338
当 期 変 動 額					
欠 損 填 補					-
当 期 純 利 益					2,227
土地再評価差額金取崩額					△393
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	472	4	393	871	871
当期変動額合計	472	4	393	871	2,704
当 期 末 残 高	249	△4	3,910	4,154	50,043

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。
2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持ち分相当額を純額で取り込む方法によっている。

ただし、匿名組合出資金のうち、関係会社に該当するものについては、「その他の関係会社有価証券」に計上している。

② デリバティブ……………時価法

なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。

③ たな卸資産

販売用不動産……………個別法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

開発事業等支出金……………個別法による原価法

材料貯蔵品……………先入先出法による原価法

なお、未成工事支出金を除きたな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、耐用年数及び残存価額は法人税法の定めと同一の基準によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、探掘権については生産高比例法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの）……………定額法

なお、耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。

④ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。

④ 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

⑤ 勇退者優遇制度関連引当金

勇退者優遇制度の実施に伴い、割増退職金及び関連費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上している。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。ただし、年金資産の額が、退職給付債務に未認識会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合には、前払年金費用（投資その他の資産「その他」）として計上している。

なお、会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。

過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしている。

（会計処理の変更）

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は△269百万円である。

⑦ 関係会社開発事業損失引当金

関係会社における開発事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容、事業計画等を個別に検討し、当社が損失を負担することが見込まれる額を計上している。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

3. 表示方法の変更

(1) 前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」（前事業年度0百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。

(2) 前事業年度において区分掲記していた特別利益の「固定資産売却益」（当事業年度32百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より特別利益の「その他」に含

めて表示している。

- (3) 前事業年度において区分掲記していた特別利益の「保険差益」（当事業年度30百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示している。
- (4) 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「減損損失」（前事業年度24百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。
- (5) 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金繰入額」（前事業年度425百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。
- (6) 前事業年度において区分掲記していた特別利益の「関係会社開発事業損失引当金繰入額」（当事業年度3百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。

4. 貸借対照表関係

(1) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は32百万円である。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	55,142百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	4,069百万円
関係会社に対する長期金銭債権	4,475百万円
関係会社に対する短期金銭債務	5,745百万円
関係会社に対する長期金銭債務	47百万円

(4) 担保に供している資産

下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。

有価証券	1百万円
投資有価証券	111百万円
関係会社株式	75百万円

(5) 保証債務

銀行借入金保証	1,477百万円
住宅分譲前金保証	1,030百万円

(6) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日（第50期）付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、11,377百万円である。

5. 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高	275,235百万円
(2) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額	1,312百万円

(3) 関係会社との取引高

売上高のうち関係会社に対する部分	2,431百万円
売上原価のうち関係会社からの仕入高	23,966百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	2,092百万円

(4) 当事業年度において、以下の資産グループまたは資産について減損損失を計上した。

地域	関東地区	中部地区	関西地区	中国・九州地区
主な用途	共用資産	共用資産	共用資産	賃貸資産他
減損損失 (百万円)	130	139	66	609

当社は、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（支店、賃貸事業）を単位としてグルーピングしている。

従来、賃貸資産または共用資産（事務所用地等）としてグルーピングしていた上記資産について、賃貸資産については地価の下落により収益性が低下しており、また、共用資産については売却処分の意思決定を行いその代替的な投資も予定していないこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（945百万円）として、特別損失に計上した。なお、回収可能価額は、賃貸資産については使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しており、共用資産等は正味売却価額により測定し、契約価額または相続税路線価等を基礎として評価している。

6. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び数	普通株式	97千株
------------	------	------

7. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	6,815百万円
販売用不動産等評価損	4,046百万円
退職信託財産	2,750百万円
貸倒引当金限度超過	1,932百万円
その他	3,638百万円
繰延税金資産小計	19,183百万円
評価性引当額	△3,908百万円
繰延税金資産合計	15,274百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△237百万円
その他	△75百万円
繰延税金負債合計	△312百万円
繰延税金資産の純額	14,961百万円

8. リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等がある。

9. 関連当事者との取引
子会社

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ペンタオーシャン・ドレッシング・パナマ社	100% (一)	当社グループに対して船舶等の賃貸をしている。	資金の貸付	6,097 百万円	短期貸付金 長期貸付金	789 百万円 4,191 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

10. 一株当たり情報

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 一株当たりの純資産 | 203円 70銭 |
| (2) 一株当たりの当期純利益 | 9円 07銭 |

11. 重要な後発事象

該当事項なし。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月 19 日

五洋建設株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 秀 法 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 均 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 政 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の構築に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備及び運用されている体制の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取り組みは相当であると認めます。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月24日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役	川	本	宏	祐	㊟
常勤監査役	俵		輝	美	㊟
常勤監査役	黒	川		薫	㊟
常勤監査役	笹	野	真	民	㊟
監査役	小	松	孝	明	㊟

- (注) 監査役黒川薫、監査役笹野真民、及び監査役小松孝明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、財務健全化の進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき2円 総額 491,333,064円

③剰余金の配当が効力を生ずる日

平成22年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

その候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 <p>むらしげ よしお 村重 芳雄 (昭和16年4月11日生)</p>	<p>昭和40年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 中国支店副支店長 平成12年4月 当社取締役 中国支店長 平成12年6月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社常務執行役員 同上 平成17年4月 当社専務執行役員 同上 平成17年6月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 平成18年3月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木営業本部長 平成18年5月 当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る) 平成20年5月 社団法人日本埋立浚渫協会会長 (現在に至る)</p>	68,500株
2	 <p>つだ ひろる 津田 映 (昭和26年3月23日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 管理本部長 兼 財務部長 平成13年10月 当社取締役 経営管理本部長 兼 財務部長 平成14年4月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成15年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 平成16年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成18年5月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 同上 平成19年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 国際事業本部担当 兼 CSR推進委員会担当 平成20年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 安全環境担当 兼 国際事業本部担当 (現在に至る)</p>	55,074株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 <p data-bbox="188 414 379 476">い だ き よ し 井 田 潔 志 (昭和24年2月23日生)</p>	<p data-bbox="404 172 852 387">昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 北陸支店長 平成17年6月 当社常務執行役員 中国支店長 平成20年4月 当社専務執行役員 土木部門長 兼 土木本部長 兼 技術研究所担当 平成20年6月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成21年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木 部門長 (現在に至る)</p>	35,000株
4	 <p data-bbox="188 762 379 824">こ ん だ う こ う す け 近 藤 浩 右 (昭和26年11月6日生)</p>	<p data-bbox="404 485 841 836">昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 東京支社土木支店長 平成15年12月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 兼 技術研究所担当 平成16年6月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 平成17年4月 当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年3月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門担当 平成19年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木営業本部長 (現在に至る)</p>	30,500株
5	 <p data-bbox="188 1112 379 1174">た き も と よ し ひ さ 滝 本 義 久 (昭和24年3月7日生)</p>	<p data-bbox="404 845 852 1171">昭和47年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員 総務本部長 兼 総務部長 平成17年6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成19年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 総合監査部担当 兼 経営管理本部総務部長 平成20年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 安全環境本部長 兼 総合監査部担当 平成22年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 安全品質環境本部長 兼 総合監査部担当 (現在に至る)</p>	16,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	 ささき くにひこ 佐々木 邦彦 (昭和26年8月6日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 人事部長 兼 総務本部副本部長 平成19年4月 当社執行役員 人事部長 兼 経営管理本部副本部長 平成20年6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成21年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 人事部担当 (現在に至る)	42,500株
7	 しおたに しん 塩谷 慎 (昭和19年2月22日生)	昭和42年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年6月 同行取締役総務部長 平成9年6月 日本鋼管株式会社監査役(常勤) 平成15年4月 JFEスチール株式会社監査役 (常勤) 平成19年4月 同社監査役(非常勤) 平成21年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	3,000株
* 8	 やました すみお 山下 純男 (昭和28年1月29日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 名古屋支店長 平成21年4月 当社常務執行役員 建築部門建築営業本部長 平成22年4月 当社常務執行役員 建築部門長 兼 建築部門建築営業本部長 兼 購買部担当 (現在に至る)	5,000株

(*は新任候補者であります。)

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 塩谷慎氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会締結の時をもって1年になります。
 また、第2号議案をご承認いただいた場合には、当社と塩谷慎氏との間で、当社定款第29条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する

予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

3. 塩谷慎氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりです。
塩谷慎氏は、金融業・製造業の経営に長く携わり、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定と業務遂行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。
4. 塩谷慎氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 塩谷慎氏につきましては、JFEスチール㈱の社外監査役として在任中、同社が、鋼管杭及び鋼矢板の製造販売をめぐる独占禁止法違反に関連して、平成20年6月に公正取引委員会より排除措置命令等を受けました。同氏は、平素より同社の取締役会において不祥事発生防止に向けた提言等を行い、また発生後には、問題の究明と再発防止に向けた業務改善等について意見を述べるなどその職責を果たしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役小松孝明氏が辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。監査役候補者は次の通りです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
 <p>かめやま かずのり 亀山 和則 (昭和26年3月17日生)</p>	<p>昭和49年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成14年7月 株式会社損害保険ジャパン 北九州支店長 平成16年4月 同社執行役員兼北東京支店長 平成17年4月 同社常務執行役員兼九州第一本部長 平成18年9月 同社常務執行役員兼九州第一本部長 兼九州本部長 平成19年6月 財形信用保証株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 平成19年6月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 監査役 (現在に至る)</p>	<p>0株</p>

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 亀山和則氏は、社外監査役候補者であります。
また、第3号議案をご承認いただいた場合には、当社と亀山和則氏との間で、当社定款第40条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 亀山和則氏を社外監査役候補者とした理由は、次のとおりです。
亀山和則氏は、金融業の経営に長く携わり、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有していることから、当社の監査体制強化に十分な役割を果たすことができると考えております。
4. 亀山和則氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める、独立役員の要件を満たしております。
5. 候補者は、新任候補者であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成19年5月18日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「現プラン」といいます。）を導入し、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、当社株式の大規模買付行為への対応策の在り方について引き続き検討してまいりましたが、平成22年5月13日開催の当社取締役会において、現プランの一部を変更した「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）を決定し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することといたしました。そこで、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ①大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直すとともに、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じ、大規模買付者に対して情報提供の期限を設定することとし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合は、その期限を延長することができるものとしました。
- ②当社取締役会が必要情報についての追加的な提供を要請した場合、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める情報が全て揃わなくとも、情報提供に係る交渉を終了し取締役会の評価・検討を開始する場合があることとしました。
- ③大規模買付ルールを遵守した場合について、例外的に対抗措置を講ずる場合の類型を一部見直すとともに、発動は、例示する類型に該当するだけでなく、結果として、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限る旨を明記しました。
- ④大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、当社取締役会が求めた必要情報の一部が提出されないことのみをもって、大規模買付者がルールを遵守していないと認定することがない旨を明記しました。
- ⑤対抗措置を発動するに際し、独立委員会が発動についての勧告を行い、発動について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様が発動の可否を判断いただくための株主検討期間を設けた上で、株主総会を開催し、発動の可否を決議することができることとしました。
- ⑥その他、①から⑤までの見直しに関連する引用箇所の記載の修正や平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の

振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)による株券電子化が実施されるなどの関係法令の整備に伴う所要の修正及び証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の修正並びに文言の整理等を行いました。

Ⅰ. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プランの目的

当社に対する大規模な買付行為等の提案がなされた場合、当社が長年にわたって築き上げてきたステークホルダーとの関係を尊重するとともに、社会的な理解が得られない限りは、中長期的な企業価値の向上の実現は困難であり、提案内容や当社の将来にわたる企業価値についてご判断頂くことは極めて難しいと考えます。

最終的に、大規模な買付行為等を受け入れるかどうかは株主の皆様への判断によるべきものでありますが、当社の事業基盤の状況を考えますと、大規模な買付行為等が行われようとする場合には、株主の皆様とステークホルダーに対して、当社からはもとより大規模な買付を行う者からも十分な判断材料が提示されるとともに、熟慮のための十分な時間が確保されるべきものと考えます。

このような考え方のもとで、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為等が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容の一部を変更し、本プランを継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みま

す。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づいて共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、

- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとし、

- (ii) 特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)

の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

- (i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等、

- (ii) 特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、同法第27条の2第1項に規定する株券等

を意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会を設置いたします(独立委員会規程の概要につきましては、別紙1をご参照ください。)。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の取締役との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者(注)の中から選任します。独立委員会の委員の氏名、略歴につきましては、別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から当該大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家）の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与もしくは執行役員又は支配人その他の使用人となつたことがない者であり、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨、及び必要に応じその内容について適時・適切に公表します。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場

合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性等を含みます。）
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定め、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適

切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧に該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講ずることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると合理的な根拠に基づいて判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠に基づいて判断される場合
- ⑧大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有するものが含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠に基づいて判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など当該対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による無償取得（当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）等の方法により当該対抗措置の発動の停止を行うことができます。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適切・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は、本株主総会終結の時から平成25年6月に開催される第63期定時株主総会終結の時までとします。

本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

II. 補足説明

1. 本プランが株主・投資家等に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 I. 5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記 I. 5. に記載した対抗措置を講ずることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利又は経済的側面において格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があ

ります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き

対抗措置として考えられるもののうち、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めていることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

2. 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものはないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅰ. 1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要

な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなるようになっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、独立委員会を設置しております。

また、株主の皆様へは、独立委員会の判断の内容について情報開示をすることとされており、独立委員会によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家）の助言を得ることができることとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

(6) デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会により、また、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、当社株主総会で本プランの廃止の決議を提案の上、かかる提案が承認されることにより、または、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、必要に応じて独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家）に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

独立委員会の委員略歴

塩谷 慎

(略 歴)

昭和19年2月22日生まれ

平成7年6月 株式会社富士銀行取締役総務部長

平成9年6月 日本鋼管株式会社監査役 (常勤)

平成15年4月 J F E スチール株式会社監査役 (常勤)

平成19年4月 同社監査役 (非常勤)

平成21年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

黒川 薫

(略 歴)

昭和24年11月16日生まれ

平成10年5月 株式会社日本興業銀行金融市場営業部長

平成12年6月 フォトネットジャパン株式会社 (現ジグノシステムジャパ
ン株式会社) 経営管理部長

平成13年3月 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社 (現D I

AMアセットマネジメント株式会社) 常務取締役

平成16年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)

笹野 真民

(略 歴)

昭和22年6月18日生まれ

平成13年7月 安田生命保険相互会社取締役東北本部長

平成16年1月 明治安田生命保険相互会社執行役員

平成17年4月 明治安田こころの健康財団理事長

平成20年6月 当社監査役

平成21年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)

亀山 和則

(略 歴)

昭和26年3月17日生まれ

平成14年7月 株式会社損害保険ジャパン北九州支店長

平成16年4月 同社執行役員兼北東京支店長

平成17年4月 同社常務執行役員兼九州第一本部長

平成18年9月 同社常務執行役員兼九州第一本部長兼九州本部長

平成19年6月 財形信用保証株式会社代表取締役社長 (現在に至る)

平成19年6月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社監査役 (現在に至
る)

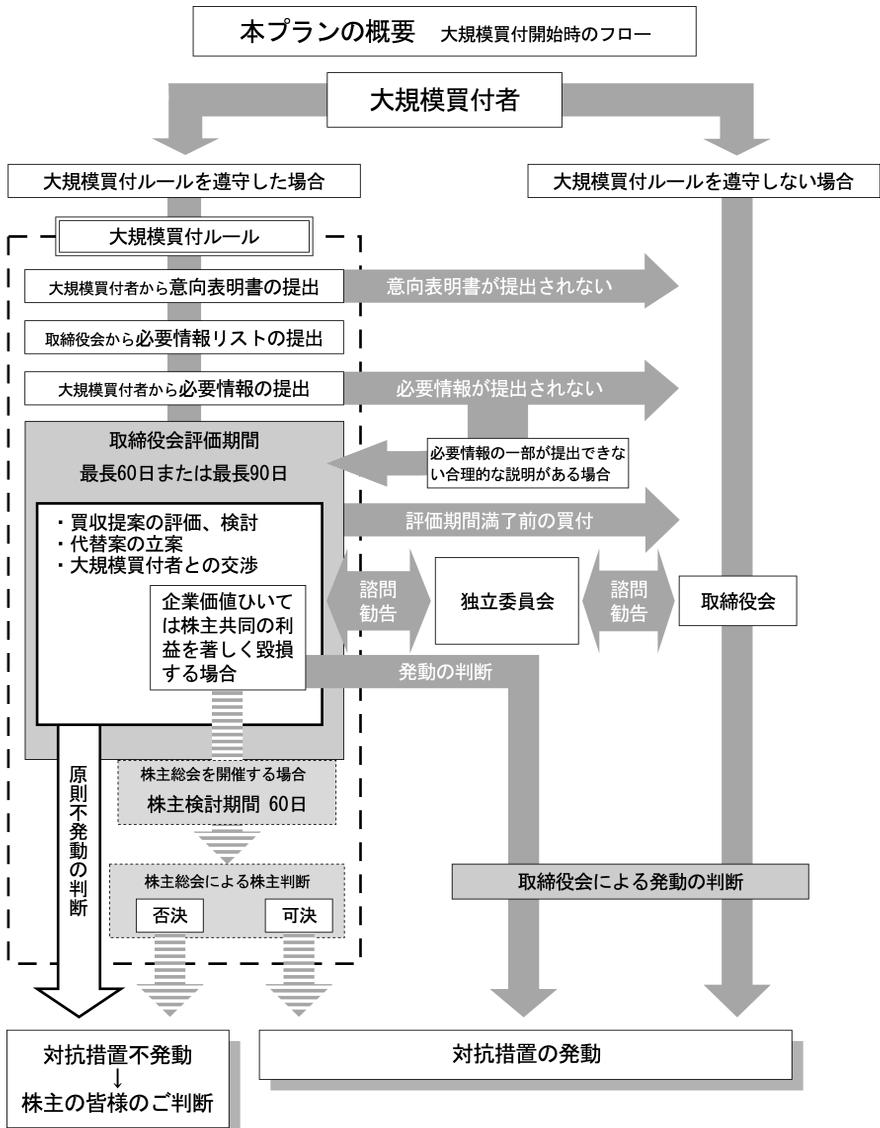
上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

また、亀山和則氏は、本定時株主総会第3号議案のご承認を条件に、独立委員会の委員就任を予定しております。

なお、社外取締役塩谷慎氏、社外監査役黒川薫氏、笹野真民氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に對し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。



注：本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以 上

